社会福祉法人ジェイエー長野会
指定居宅介護サービス（重要事項説明書）

契約にあたり当事業所が説明すべき事項は次の通りです。

① 重要事項説明書…当事業所の職員体制やサービス利用料金、利用する際の留意事項等について詳しく説明しています。

②契約書…利用者と当事業所がお約束する契約内容、契約期間等の基本的な内容です。

③個人情報使用同意書…必要最低限の範囲内で個人情報を使用させて頂くことを説明しています。

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
代表者氏名	理事長　　上原　孝義
本社所在地	長野県長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3
設立年月日	平成６年４月２７日

2. 事業所の概要

(1)事業所の所在地等

事業所名	社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護　　2010500557
指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
所在地	長野県飯田市鼎上山 2662-1
連絡先	（Tel）0265-56-8510　（Fax）0265-56-8526
実施地域	飯田市・松川町・高森町・下條村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

(2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、従業員が利用者に対し　適切な指定居宅介護を提供します。
運営方針	利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の意思・人格を尊重し、当該利用者の身体・その他置かれている環境に応じ身体介護・家事援助等生活全般における援助を適切に行います。また知己との結び付きを重視し、行政・他事業所医療機関等との連携に努めます。 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準等に関する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の定める内容を遵守し、事業を実施します。

3. 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者氏名	伊藤　孝子
管理者	1 名
サービス提供責任者	常勤のサービス提供責任者を 1 名以上配置
事務担当職員	1 名
訪問介護員	常勤換算で 2.5 名以上の配置

4. **サービスの主たる対象者**

（1）身体障害者

（2）知的障害者

（3）障害児

（4）精神障害者

5.営業時間

事務取扱日	月曜日～金曜日　午前8：30～午後5：30	
サービス提供日	365日実施	
提供時間	（通常時間）8：00～18：00	（早朝）6：00～8：00
	（夜間）18：00～22：00	（深夜）22：00～6：00

6.サービス内容

当事業所は、支援法制度の指定事業所として「居宅介護サービス」を実施しています。

身体介護	ご家庭に訪問し、身体に直接触れ出来ない部分の介助を行うサービスです。入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助、衣類の着脱介助、移動や移乗の介助等を行います。
家事援助	ご家庭に訪問し、生活に必要な身の回りの家事を行うサービスです。調理、洗濯、掃除、買い物、ゴミの分別、ゴミ出し、薬とり等を行います。
通院介助	受診時の付添いを行うサービスです。
重度訪問介護	調理、洗濯及び掃除等の家事援助、入浴・排泄及び食事の介助等の身体介護、並びに生活等に関する相談及び助言等生活全般にわたる援助です。

7. サービスにあたっての留意事項

(1)サービス提供にあたり訪問介護員は以下の業務が行えませんのでご注意下さい。

①医療行為（痰吸引、経管栄養対応、褥瘡の手当て、巻き爪の処置、マッサージ、リハビリ等)

②預金の引き出し預け入れ、公共料金の支払い、重要書類の取扱い、郵便物のお預かり

③立替での買い物、最寄りの店舗以外への買い物、１回につき３店舗以上への買い物

④利用者の同居家族や知人等に対するサービス・日常生活の範囲を超えたサービス

⑤利用者宅での飲食・利用者又は家族からの金銭・物品・飲食の授受

⑥訪問介護員の指名又は専属１名での訪問、介護員との電話連絡

⑦経済活動・宗教活動・政治活動その他迷惑行為

⑧身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く)

(2)その他

①交通状況により訪問時間が前後する場合がありますがご了承ください。

②サービスに必要な物品（プラスチックグローブ等）はご準備をお願いします。

③福祉サービスに係る第三者評価機関による評価を実施していません。

8.受給者証について

受給者証は、支援法制度の利用者に対して市町村が発行するもので、支援法制度のサービス利用するために必要な事項が書かれている重要な書類です。受給者証に変更があった場合には、速やかにサービス提供責任者にお知らせください。サービス提供のために、受給者証を確認させて頂く場合がありますので、その際にはご提示をお願いします。

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分
サービス種別	居宅介護
支給量等	※1
支給決定期間	年　月　日から　年　月　日
負担上限月額	円

※1 利用者が居宅介護で利用できる全体の支給量を記載します。

番号	**訪問系サービス事業所記入欄**	
	事業所及びその事業所の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
	サービス内容	※2
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	年　月　日
	事業所及びその事業所の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
	サービス内容	※2
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	年　月　日

※2　当事業所と契約する支給量を記載します。

9.サービス利用料金と利用者負担額について

個別援助計画のとおりにサービスを利用する場合、1 ヶ月あたりの利用者負担額は 1 割負担となります。

【基本料金】

サービス区分	**サービス時間**	**利用料**
身体介護	30 分未満	2,560円
	30 分以上 1 時間未満	4,040円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690円
	以後 30 分増すごとに加算	
家事援助	30 分未満	1,060円
	30 分以上 45 分未満	1,530円
	45 分以上 1 時間未満	1,970円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390円
	以後 15 分増すごとに加算	

通院介助 （身体あり）	30 分未満	2,560円
	30 分以上 1 時間未満	4,040円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690円
	以後 30 分増すごとに加算	
通院介助 （身体なし）	30 分未満	1,060円
	30 分以上 1 時間未満	1,970円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750円
	1 時間 30 分以上 以後 30 分増すごとに加算	3,450円に 30 分を増すごとに + 690 円

【加算】

初回加算	2,000円
緊急時訪問加算	1回につき1,000円
早朝・夜間、深夜加算	基本料金に対し 早朝・夜間は25%増し、深夜は50%増し
処遇改善加算	基本料金に対し43.1%増し

※サービスの変更や取消、追加などがあった場合には、利用者負担額（扶養義務者負担額）も変わります。利用者負担額は市町村によって上限が決められているため、支援法対象の他のサービス（デイサービスやショートステイ）のご利用状況により、当事業所にお支払い頂く月々の利用者負担額が変わる事があります。

※　サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行ないます。

※　サービス提供を行う手順書等により、市町村が２人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー２人を同時派遣しますが、その場合の費用は２人分となり、利用者負担額も２倍となります。

※　利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※　通院等のための乗車･降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（２０～３０分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。

※　「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に３０分～１時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※　介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

10.その他の費用について

(1) キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までお知らせください。(Tel) 0265-56-8510 利用者の都合でサービスを中止する場合、できるだけ前日までにご連絡をお願いします。当日のキャンセルについては、キャンセル料を申し受けることになります。但し、利用者の容態の急変等、やむを得ない事情がある場合には不要です。

利用予定日の前日	0　円
利用予定日の当日	一律　500円

(2) 交通費について

事業所の概要に記載される実施地域の範囲を超えて行う事業に関する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を徴収させて頂きます。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は事業から 30 円／1km あたりを徴収させて頂きます。

(3) その他

サービス提供にあたり必要となる、利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道等の費用や、通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は利用者の別途負担にとなります。また身体介護等に関わるオムツ・グローブ衛生用品のご負担もお願いします。

(4) 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 18 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い

(イ)利用者指定口座からの自動振替(利用月翌月 20 日の振替)

(ウ)事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

また利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 3 ヶ月以上遅延し、督促したにも拘らずお支払いがない場合には、契約解除した上で未払い分をお支払い頂くことがあります。

11.サービスの曜日や時間の変更、内容についてのご相談

担当の相談支援専門員又は、サービス提供責任者までお問い合わせください。

サービス担当責任者	洞田　成子 ・ 伊藤　孝子 ・ 髙橋　奈緒美 ・ 伊藤　緑
連絡先	(Tel) 0265-56-8510　(Fax) 0265-56-8526

12.苦情相談窓口及び身体拘束・虐待防止等について

サービスに関する苦情相談又は虐待防止・身体拘束については、下記の窓口でお受けします。

相談窓口	社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所 お客様相談窓口
責任者・担当者	指定居宅介護事業所　管理者
受付時間	月曜日～金曜日　8：30～17：30
連絡先	(Tel) 0265-56-8510　(Fax) 0265-56-8526

※県社協運営適正化委員会（苦情解決合議体）や、飯伊圏域障害者総合支援センターにもご相談頂けます。

※利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)』を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

13.事故発生時と緊急時の対応について

サービス提供中または訪問時に利用者に対する事故が発生した場合や病状の急変が生じた場合その他必要に応じて速やかに主治医への連絡行う又は救急車要請対応等の措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行います。

また利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故発生時には、県・市町村・利用者家族等に連絡を行い、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

14 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	**あ り ・ な し**

サービスの開始について

サービス利用開始日	年　　月　　日より開始

年　　月　　日

重要事項の説明を行いました。

（事業所）　サービス提供責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

重要事項の説明を受けました。

（利用者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（家族代表又は代理人）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印